

名古屋市認可外保育施設立入調査等実施要綱

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条から第 59 条の 2 の 5 に定める事項の実施に関して必要な事項を定めることにより、名古屋市内に所在する認可外保育施設において、利用児童の福祉の増進のため適正な保育内容及び施設設備等を確保させることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務及びそれに準ずる業務を名古屋市内において行う施設であつて、法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（法第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。
- (2) 事業所内保育施設 前号の施設のうち、事業主が主として当該事業所の従業員の児童を対象として設置したものをいう。
- (3) ベビーホテル 第 1 号の施設のうち、常態として、夜 8 時以降の保育を行うもの、宿泊を伴う保育を行うもの及び一時預かりの児童が半数以上を占めるもののいずれかの条件に該当するものをいう。（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設を除く。）

(市長の責務)

第 3 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するため、認可外保育施設の把握及び指導を積極的に行うものとする。

第 2 章 届出、報告及び立入調査

(届出)

第 4 条 次の各号に掲げる児童のみの保育を行う施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）を除く認可外保育施設の設置代表者又は保育管理者（以下「代表者等」という。）は、その事業の開始の日から 1 か月以内に、市長に届け出なければならない。

なお、法第 6 条の 3 第 9 項、第 10 項及び第 12 項に規定する業務を行う施設については第 1 号様式により、同条第 11 項に規定する業務を行う施設については第 1 号の 2 様式により届け出るものとする。

- (1) 事業者が顧客のために設置する施設にあつては、顧客の児童
- (2) 親族間の預かり合いをする施設にあつては、四親等以内の親族の児童
- (3) 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する児童

2 前項の規定にかかわらず、半年を超えない期間に限り設置される施設及び認定こども園法第 3 条第 3 項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設については、届けることを要しないものとする。

3 代表者等は、次に掲げる事項に変更が生じた場合、名古屋市認可外保育施設ポータルサイトにおける変更事項届出フォーム又は第 5 号様式にて、1 か月以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 施設の名称及び所在地（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 施設の管理者の氏名及び住所
- (5) 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

4 代表者等は、認可外保育施設を廃止又は休止した場合は、廃止又は休止の日から 1 か月以内に第 6 号様式にて市長に届け出なければならない。

(報告)

第 5 条 市長は、代表者等に対して、次の各号に掲げる報告を求めることができる。

- (1) 通常の報告 代表者等は、認可外保育施設の運営状況を、各年度に 1 度以上、別に通知する期限までに、市長に報告するものとする。

なお、法第 6 条の 3 第 9 項、第 10 項及び第 12 項に規定する業務を行う施設については第 1 号様式により、同条第 11 項に規定する業務を行う施設については第 1 号の 2

様式により報告するものとする。

- (2) 臨時の報告 代表者等は、次のア、イ及びウに掲げる事由があった場合には、遅滞なく、市長に報告するものとする。

ア 施設の管理下において死亡事故、意識不明事故、治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が起きた場合

イ 食中毒事案及び虐待（疑）事案等の児童処遇上重大な事案があった場合

ウ 1 週につきおおむね 5 日以上 24 時間在園している児童がいる場合（第 2 号様式により報告）

- (3) 改善の報告 代表者等は、第 11 条本文及び第 12 条に規定する文書による改善指導若しくは改善勧告を受けた場合に、おおむね 1 か月以内に、別に通知する様式により、改善の事実又は改善の予定を市長に報告するものとする。

（立入調査）

第 6 条 市長は、子ども青少年局職員をして、認可外保育施設に対して法第 59 条第 1 項に規定する立入調査を行わせることができる。

- 2 前項に規定する立入調査は、子ども青少年局職員が当該施設に立ち入り、代表者等及び保育従事者に質問し、必要な事項を調査し、必要に応じて改善を指導することとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 把握調査 第 4 条に定める届出を受理した場合に、届出の内容を確認するため、事前に代表者等に日時を通知し実施する。

- (2) 通常の入立調査 届出対象施設については、おおむね 1 年に 1 回、第 7 条の基準の適合状況を確認するために、事前に代表者等に日時を通知し実施する。ただし、ベビーホテルについては 1 年に 1 回以上実施するものとし、届出対象外の施設については、おおむね隔年で実施するものとする。

なお、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年 1 回以上行うことができる。

- (3) 特別立入調査 次の アから ウに掲げる事由があった場合には、事前に代表者等に日時を通知し、又は通知せずに実施する。

ア 第 11 条本文に規定する改善指導に対して改善の報告があった場合又は報告期限を過ぎても報告されない場合で市長が必要と認める場合

イ 第 12 条に規定する改善勧告に対して改善の報告があった場合又は報告期限を過ぎても報告されない場合

ウ 別紙（1）に定める特別な事由があると認められる場合

- (4) 事務所への立入調査 認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分

に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をするものとする。

第 3 章 指導基準及び改善指導等

(指導基準)

第 7 条 市長は、認可外保育施設が遵守すべき施設、運営及び保育の基準を、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年厚生省令第 63 号)、「保育所保育指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和 6 年 3 月 29 日こ成保 206 号こども家庭庁成育局長通知)及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和 6 年 3 月 29 日こ成保 218 号こども家庭庁成育局長通知)に基づき、別紙(2)のとおり定める。

(証明書の交付)

第 8 条 市長は、第 4 条第 1 項に規定する届出の対象である認可外保育施設にかかる第 6 条の規定に基づく通常立入調査を行い、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和 6 年 3 月 29 日こ成保 218 号こども家庭庁成育局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」の基準に全て適合していることが確認できたときには、代表者等に対して「認可外保育施設指導監督基準」を満たす旨の証明書(第 3 号様式、第 3 号の 2 様式、第 3 号の 3 様式、第 3 号の 4 様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

2 前項の証明書の有効期間は、交付した日から第 9 条によりその返還を求める時までとする。

3 第 11 条本文に規定する改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該施設が第 7 条の基準に全て適合していることが確認できた場合には、代表者等に対して証明書を交付するものとする。

(証明書の返還)

第 9 条 市長は、証明書の交付を受けた者が、立入調査等により、前条に規定する証明書交付の要件を満たさなくなつたと認められるときは、証明書の返還を求めるものとする。

2 市長は、第 6 条の規定に基づく立入調査により、新たに証明書を交付する場合には、先に交付した証明書につき回収を行う等適切な措置を講じなければならない。

(証明書の再発行)

第 10 条 代表者等は、証明書を紛失等した場合には、証明書の再発行を求めることができ

る。再発行を求める場合、代表者等は第 4 号様式により申請するものとする。

- 2 代表者等は、再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、直ちに、発見した証明書を市長に返還しなければならない。

(改善指導)

第 11 条 立入調査の結果、第 7 条の基準に抵触する事項が見受けられた場合には、市長は、子ども青少年局長をして、立入調査終了後おおむね 1 か月以内に、代表者等に対して文書による改善指導をさせるものとする。ただし、抵触する内容が速やかな改善が十分に期待できるものであると思料される場合は、立入調査終了時に子ども青少年局職員をして、代表者等に対して口頭で改善指導させるものとする。

(改善勧告)

第 12 条 市長は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されない場合又は施設及び保育内容が著しく児童の福祉上不適当であると認められる場合には、代表者等に対して文書による改善勧告を行うものとする。

(事業停止及び施設閉鎖の手続き)

第 13 条 市長は、以下のいずれか該当する場合は、代表者等に対して、名古屋市行政手続条例（平成 7 年条例第 17 号）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する弁明（以下「弁明」という。）の機会を付与した上で、名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、法第 59 条第 5 項に規定する事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

- (1) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- (2) 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき
- (3) 乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

2 前号の規定にかかわらず、児童の福祉を確保すべき緊急の必要がある場合は、改善指導、改善勧告、弁明の機会の付与及び名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見聴取の手続きを経ずに事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

(公表)

第 14 条 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該施設の利用児童等の保護の観点により、当該各号に掲げる内容について公表することができる。ただし、第 1 号については、児童の福祉を確保すべき緊急の必要がある場合を除き、代表者等に対して弁明の機会を付与しなければならない。

- (1) 第 12 条の規定による改善勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われない場合改善勧告の内容及び改善が行なわれていない事実の内容
- (2) 第 13 条の規定による事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合処分を受けたものの名称、所在地、代表者等の氏名及び処分の内容

第 4 章 雑則

(情報提供)

第 15 条 市長は、認可外保育施設の届出事項のうち、立入調査等を通して確認できたものについて市民向けに情報提供するものとする。

- 2 第 8 条による証明書を交付した場合には、その事実について市民向けに情報提供するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

- 1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章中第 13 条の前に 1 条を加える改正規定は、健康福祉局長が別に定める日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市認可外保育施設立入調査等実施要綱第 4 条第 2 項第 1 号の規定による報告を提出している施設については、この要綱による改正後の名古屋市認可外保育施設立入調査等実施要綱第 4 条の規定にかかわらず、別に定める様式で届出をすることができるものとする。

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 条第 2 項第 3 号ウに定める特別な事由

1. 本要綱に規定する報告や調査に協力しない場合
2. 報告の有無にかかわらず、第 5 条第 2 項第 2 号の臨時の報告に該当する事案があった場合
3. 近隣住民や利用者等関係者からの苦情・相談が寄せられている場合等であって、
児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるとき
4. 当該施設と設置者または経営者を同じくする施設（これに準じる形態を含む）で
重大な事故事件が発生した場合
5. その他、市長が必要と認めた場合

名古屋市認可外保育施設運営及び保育に関する基準

要綱第 7 条に定める基準は以下のとおりとする。

第 1 保育従事者

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- （１）保育に従事する者（以下、「保育従事者」という）の数は、主たる開所時間（施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、以下の規定を充足すること。ただし、2 人を下回ってはならないこと。

乳児おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1，2 歳児おおむね 6 人につき 1 人以上
満 3 歳児おおむね 20 人につき 1 人以上
満 4 歳以上児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。

- （１）主たる 11 時間の保育時間以外の時間は、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、保育従事者を常時 2 人以上配置すること。
- （２）保育従事者のうち、おおむね 3 分の 1 以上が保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の有資格者であること。また、常時、保育士又は看護師の有資格者を 1 人以上配置すること。
- （３）（３）にかかわらず、保育従事者全てについて保育士又は看護師の有資格者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育従事者については、一定の研修を受講することが望ましい。
- （４）非常勤保育従事者については、1 日につき 8 時間で 1 人として換算すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設

- （１）保育従事者の数は、原則として常時 2 人以上であること。ただし、乳幼児の数が 3 人以下までは 1 人の配置とすることができること。
- （２）保育従事者のうち 1 人は、保育士若しくは看護師又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を配置すること。

3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする事業

- （１）原則として、保育従事者 1 人に対して乳幼児 1 人であること。（兄弟姉妹での利用で、かつ、保護者が契約において同意している場合を除く）
- （２）保育従事者は、保育士若しくは看護師又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を配置すること。

4 保育士の名称について

保育士でないものに対して、保育士であると誤解される可能性のある呼称をつかわないこと。

第2 構造及び面積

- (1) 保育室の他、便所、調理室または設備を有すること。
- (2) 保育室（調理室、便所、浴室等は含まない）の面積は、児童1人につきおおむね1．65㎡以上確保すること。ただし、1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設については、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さ（1人当たり3．3㎡以上）を確保すること。
- (3) 乳児（おおむね1歳未満の児童をいう。）の安全を確保するため、乳児と幼児のそれぞれの保育を行う場所を区分できること。
- (4) 保育室は、採光、換気、衛生及び安全が確保されていること。
- (5) 便所には手洗設備を備え、保育室及び調理室と区分され、児童が安全に使用できること。便器の数はおおむね幼児20人にひとつ以上用意すること。
- (6) 調理設備は安全に区画され、衛生的な状態を保持できること。
- (7) 宿泊を伴う保育を実施する場合は、児童の衛生面に留意し、沐浴、シャワー等を準備すること。
- (8) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする事業については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

第3 非常災害等の対応

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。なお、非常口は火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されていること。
- (2) 災害に対する計画を立案し、これに対する避難訓練を月に1回以上実施すること。また、火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。（保育所保育指針第3章4節「災害への備え」参照。）
- (3) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。
- (4) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。
- (5) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。
- (6) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること。
- (7) 法第6条の3第11項の業務を目的とする事業については、災害発生時における対処法をあらかじめ検討及び実施するなど、防災上の必要な措置を採ること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室が2階以上に設けられている場合は、設備運営基準第32条第8号の規定を遵守すること。
なお、1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする事業を、保育を受ける乳幼児の居宅において行う場合は本基準を適用しないこととする。

設備運営基準 第32条 第8号

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、
 保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

- イ 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

4階 以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
----------	-----	---

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（1）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（2）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

第5 保育内容

- （1）保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を十分に理解し、実践すること。
- （2）児童の人権を充分尊重するとともに、子ども一人一人の人格を尊重すること。
- （3）保護者との信頼関係を築きながら保育をするとともに、相談や支援に努めていくこと。保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、専門機関の助言を得るなどの体制をとること。
- （4）保育従事者の資質向上及び専門性の向上を図るため、研修等に参加し、施設内で共有するよう努めること。
- （5）乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分

- 配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。日々の保育について記録しておくこと。
- (6) 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫し、「放任的」な保育をしないこと。
 - (7) 保護者の緊急連絡先を把握しておくこと。
 - (8) 具体的な保育の配慮事項は別紙（２）の別添「各時期で留意すること」のとおりであること。

第6 給食

- (1) 保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）を参考にすること。アレルギー疾患を有する子どもについては保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月厚生労働省）を参考に医師の診断及び指示に基づき、適切に対応すること。
- (2) 調理室（設備）、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
 - ア 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - イ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存するなど、衛生上の配慮を行うこと。
 - ウ 施設内で調理をする場合、調理済みの食品について冷凍の状態で2週間保存すること。
 - エ 弁当を持参させる場合は、保存に留意すること。
- (3) あらかじめ作成した献立に従い、児童の年齢、発達段階、健康状態に配慮した給食内容とすること。
- (4) 外部調理や仕出し弁当等を利用する場合は、適正な業者と契約し、年齢等の状況に応じた配慮を行うこと。
- (5) 調理に従事する職員は、月に1回検便を実施すること。
- (6) 調乳は、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。

第7 健康管理・安全確保

- (1) 登園、降園の際に児童の健康状態を観察すること。
- (2) 身長や体重の測定など児童の基本的な発育の記録を毎月定期的に行うこと。
- (3) 継続して保育している児童の健康診断は利用開始時及び年に2回実施すること。
- (4) 職員の健康診断は採用時及び年に1回実施すること。
- (5) 必要な救急医薬品を備え付けること。
- (6) 感染症への対応については、保育所における感染症対策ガイドライン（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
- (7) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に努めること。
 - 乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、睡眠時の児童の顔色、呼吸等の状態を観察し、次の点に特に注意すること。
 - ア 満2歳までは観察内容を記録すること。
 - イ 睡眠中の児童から眼を離さないこと。
 - ウ 仰向け寝を励行すること。
 - エ 睡眠中の保育室内は児童の顔色がわかる明るさにすること。

- オ 保育室内は禁煙とすること。
- (8) 児童の安全確保について
 - ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を作成し、安全計画に従い、児童の安全に配慮した保育の実施を行うこと。
 - イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
 - ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
 - エ 施設の安全確保について、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
 - オ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
 - カ 不審者の立人防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
 - キ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のための自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
 - ク 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと。
 - ケ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう訓練を実施すること。
 - コ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
 - サ 事故発生時には速やかに当該事実を報告すること。
 - シ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として(2)、(3)、(5)及び(8)クは適用しない。

第8 利用者への情報提供

- (1) 次に掲げる内容について利用者の見やすい場所に掲示するとともに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載しなければならない。なお、カについて変更があった場合には直近の変更の内容及びその理由を掲示及び子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載しなければならない。
 - ア 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - イ 設備の規模及び構造
(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る)
 - ウ 施設の名称及び所在地
 - エ 事業開始年月日
 - オ 開所している時間
(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育提

供時間)

- カ サービス内容及び利用者の支払うべき金額
- キ 入所定員
- ク 保育士その他の保育従事者の配置数又はその予定
- ケ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設に限る。)
- コ 保育する児童に関して契約している保険の種類等
- サ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- シ 緊急時等における対応方法
- ス 非常災害対策
- セ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ソ 施設の設置者について過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、次に掲げる内容について書面等で交付すること

- ア 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- イ 利用者の支払うべき金額
- ウ 施設の名称及び所在地
- エ 施設の管理者の氏名
- オ 利用者に提供するサービスの内容
- カ 保育する児童に関して契約している保険の種類等
- キ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ク 苦情を受付ける担当職員の氏名及び連絡先

第9 備える帳簿

(1) 施設には次の書類を備えておくこと。

- ア 職員名簿、職員の資格を証明する書類 (写) 等
- イ 各職員の勤務の時間ごとの割り振りが確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類
- ウ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、契約内容、児童の在籍記録等
- エ 労働基準法等で定められた事業所に必要な帳簿 (労働者名簿・賃金台帳等)

なお、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設 (複数の保育従事者を雇用していない場合に限る。) については、イ及びエは適用しない。また、アについても職員の資格を証明する書類 (写) のみ対象とする。

各時期で留意すること

乳児

- ・機嫌よく過ごせるよう、授乳、排泄、睡眠、清潔等の欲求が満たされているか、水分量が充足しているか、活気や表情、皮膚の状態等をよく観察していますか？
- ・一人一人の子どもとのスキンシップや応答的な関わりの中で、情緒の安定を図っていますか？
- ・子どもが示す様々な行動や欲求に適切にこたえていますか？
- ・発育に応じて遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つよう、安全で衛生的な環境を作っていますか？

1 歳以上 3 歳未満児

- ・機嫌よく過ごせるよう、食事、排泄、睡眠、清潔等の欲求が満たされているか、水分量が充足しているか、活気や表情、皮膚の状態等をよく観察していますか？
- ・自我の育ちに応じた言葉がけを工夫し、主体性ややりたい気持ちを大切にしていますか？
- ・子どもが自分から話したくなるような雰囲気を作っていますか？
- ・一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、人見知り、不安、甘え、怒りなどの感情をしっかり受け止めていますか？
- ・子どもが自分でしようとする姿を大切に、満足が得られるような経験や場を用意していますか？
- ・安全でゆったりとした環境の中で、体を十分に動かしたり、手や指を使った遊びを楽しめるようにしていますか？
- ・子どもの生活体験にあったごっこ遊びを保育者が仲立ちとなって一緒に楽しんでいますか？

3 歳児

- ・「甘えなくなったら、いつでも甘えていいよ」という気持ちで、子どもたちを受け止め、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の健康を促していますか？
- ・一人一人の子どもの友達への興味や関心、仲間関係などを把握し、友達の遊びに気付かせ、友達と関わりが持てるような言葉がけをしていますか？
- ・生活を再現したごっこ遊びや共感しやすい絵本やお話の世界を再現するごっこ遊びを子ども同士、あるいは、保育従事者とともに楽しめるような環境を作っていますか？
- ・保育従事者の言動は、他の子どもや他者と関わるモデルや、きっかけになることを自覚し、言動に注意していますか？

4 歳児

- ・子どもが葛藤やつまずきの体験を通して、自分の気持ちを調整することの必要性を理解していくこと、それが思いやりの気持ちの芽生えとなることを踏まえて子どもと関わるようにしていますか？
- ・子どもが生き生きとした言葉を習得していけるよう、ごっこ遊びや集団的な遊びなどの楽しい体験をする機会を作っていますか？

5 歳児

- ・子どもの話をしっかり聞き、子どもの気持ちに寄り添いながら疑問や質問に答えたり、一緒に考えたりしていますか？
- ・ルールのある遊び、役割のある遊びをする機会を子どもたちからも提案できる適切な環境を作っていますか？
- ・保育従事者の手伝いや簡単な当番活動等を通して、感謝される喜びやそれによって自信を得る体験ができるような機会を作っていますか？

6 歳児

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲が増してきます。子ども一人一人の興味・関心に応じて対応していますか？
- ・経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現したり、相手の話を聞こうとする意欲や態度を育むように、生活や遊びの中で工夫していますか？
- ・遊びや集団の生活において、子ども一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるような工夫をしていますか？